

第4章 環境施策の展開

第4章 環境施策の展開

4.1 安全・安心な暮らしを守る

さまざまな生活環境に関わる問題を解決するには、日常生活や事業活動の在り方を見直し、環境への負荷をできるだけ低減していくことが必要です。

環境改善のための取り組みを継続的に行うとともに、各主体間で環境情報の共有を図りながら、健康で安心して暮らせる生活環境の確保に向け積極的な取り組みを進めます。

4.1.1 水環境の保全

(1) 地下水の保全

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 地下水の過剰汲み上げによる地域への影響が起きないように、適切な利用についての指導・普及啓発に努めます。	住環境課
・ 湧き水の保全に努めます。	住環境課
・ 水道水源水の有効利用を図り、地下水の保全に努めます。	水道課

(2) 生活排水・事業活動に伴う排水対策

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 水質汚濁防止に関する啓発を推進します。	住環境課
・ 環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用するなど、生活排水に関する普及啓発を進めます。	住環境課
・ 油、農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。	住環境課
・ 事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」「下水道法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	住環境課/県
・ 公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。	関係各課
・ 公共下水道の整備・普及を推進します。	住環境課
・ 公共下水道の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な管理を促します。	住環境課
・ 下水道への接続率（水洗化率）の向上を図ります。	住環境課

(3) 監視・調査の継続実施

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 工場、事業所などからの水質汚濁物質に対する排出規制と指導を強化します。	住環境課
・ 水道水源水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。	水道課
・ 公共用水域水質調査を実施し、水環境の保全に努めます。	住環境課
・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	住環境課/県
・ 地下水位と湧水量の動向を把握するため、既存井戸による継続的な調査を実施します。	水道課

4.1.2 大気環境の保全

(1) 大気汚染防止対策

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。	住環境課
・ アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。	住環境課
・ 公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を推進します。	財政課
・ 市民、事業者へ低公害車の導入を呼びかけます。	住環境課
・ 事業所からの大気汚染については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	住環境課/県
・ 大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。	関係各課

(2) 悪臭防止対策

取り組み内容（施策の方向）	担当課
・ 事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	住環境課/県
・ 家畜排せつ物散布による悪臭については「家畜排せつ物法」などにより、適正な処理や施肥に関する情報提供、当事者に対する指導に努めます。	農政課/県/ 住環境課

(3) 監視・調査の継続実施

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 大気環境の測定と監視体制を強化します。	住環境課/県
・ 悪臭の測定と監視体制を強化します。	住環境課/県
・ 工場、事業所等からの排出ガスに対する監視、指導を強化します。	住環境課/県
・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	住環境課/県
・ 火山ガスの継続的な調査を実施します	総務課/県

4.1.3 生活環境の保全

(1) 騒音・振動対策

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。	住環境課
・ 市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。	建設課
・ 鉄道騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。	住環境課/県
・ マイカーの利用自粛、公共交通機関の利用を呼びかけ、交通量の抑制を図ります。	住環境課
・ 事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	住環境課/県
・ 工場、事業所に対し機械設備の低騒音化や防音設備の充実を求めます。	住環境課
・ 飲食店などに対し、カラオケ機器を使用する場合の防音の徹底化を求めます。	住環境課
・ 公共工事において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音型機械の使用などを行います。	関係各課
・ 公共施設からの騒音・振動防止に努めます。	関係各課
・ 工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、当事者に対し届出や規制基準の遵守などの指導を徹底します。	住環境課
・ 生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。	住環境課

(2) 土壌汚染対策

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 最終処分場からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための水質・ガス検査を行います。	市民課
・ 工場、事業所における土壌汚染防止のための指導を行います。	住環境課/県
・ 環境保全型農業 ^{*18} の促進による化学肥料や農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。	農政課/ 市民課

(3) 有害化学物質の排出防止対策

取り組み（施策の方向）	担当課
・ PCB ^{*19} などの有害化学物質の使用抑制と適正処理を指導します。	市民課
・ 「ダイオキシン類対策特別措置法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	市民課/県
・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な屋外焼却を指導します。	市民課
・ 有害化学物質に関する情報収集に努め、市民に対し正確で適切な情報を提供します。	市民課/ 住環境課

* 18 環境保全型農業:生産性との調和を図りながら、化学肥料や農薬の使用をできるだけ少なくし、環境に与える負荷を減らしていく農業。

* 19 PCB(ポリ塩化ビフェニル):不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油やノーカーボン紙、インクなどに使用されていたが、現在は製造が禁止されている。カネミ油症事件の原因物質。

(4) 監視・調査の継続実施

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 違法な屋外焼却の監視体制の強化を図ります。	市民課
・ 自動車騒音の実態を把握するため、主要道路の24時間自動車騒音測定を実施します。	住環境課
・ 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	市民課/県/ 住環境課

4.2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす

阿蘇市は、世界最大級のカルデラを有する雄大な阿蘇の自然景観、伸びやかに広がる田園風景、阿蘇神社などの歴史遺産や暮らしに根付いた文化・伝承など、数々の優れた資源に恵まれた地域です。また、この地域は阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、ハナシノブやスズランなど阿蘇特有の希少な植物が自生するなど、自然資源が大変豊富です。これらの自然を守り育て、望ましい姿で次世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

今ある自然環境を保全し、健全な生態系を維持するとともに、市民、事業者の協力を得ながら緑や水辺とともに快適に暮らせるまちづくりの実現に努めます。

4.2.1 自然環境・景観の保全

(1) 動植物の生態系の保全

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、池、緑地、河川など）の保全、創出に努めます。	関係各課
・ 生物の移動に配慮し、里山から農地、水辺への連続性のある土地利用に努めます。	関係各課
・ 用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう、環境配慮型工法による施工に努めます。	関係各課
・ 外来種* ²⁰ による環境への影響等について普及・啓発を推進します。	住環境課
・ 事業活動や建築、建設事業の際には生態系への配慮に努めるよう指導します。	関係各課
・ 野生動植物保護監視員による野生動植物保護指定地域内での保護を要する動植物の捕獲及び採取の監視並びに指導の強化に努めます。	住環境課

(2) 動植物の生息・生育情報の収集・分析

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 自然環境の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討します。	住環境課
・ 熊本県レッドデータブックの作成を協力します。	住環境課

* 20 外来種: ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物のこと。外来種の中には生態系を破壊してしまうものや、農林水産業などに対して著しい影響などを生じさせるものもある。

(3) 景観保全と草原の再生

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 阿蘇地域特有の貴重な地形、地質をはじめとする自然資産を、地域住民、行政等が連携し環境保全に努めます。	関係各課
・ 阿蘇草原再生協議会等関係機関と連携し、世界農業遺産として認定された阿蘇の草原の保全再生に向け積極的に取り組みます。	住環境課/ 農政課
・ ASO環境共生基金を活用した草原再生等事業を展開します。	住環境課/ 農政課
・ 環境美化推進運動や緑化運動等の活動を通し住民意識の醸成に努めます。	関係各課

(4) 世界文化遺産への登録推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 文化財保全に関する啓発を強化します。	教育課
・ 文化財の調査、保全を推進します。	教育課
・ 地域の伝統的祭事への支援を行います。	教育課/ 観光まちづくり課
・ サイン整備や案内人養成などの受け入れ態勢の整備を図ります。	観光まちづくり課
・ 地域資源を最大限に活かした阿蘇カルデラツーリズムを推進します。	観光まちづくり課
・ 地域資源の掘り起こしや磨き上げを行う ASO 田園空間博物館事業を推進します。	観光まちづくり課
・ 阿蘇ジオパークの世界認定を推進します。	観光まちづくり課

4.2.2 農地・森林の保全

(1) 農地の保全

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。	農政課
・ 農地・水環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払事業による農地の保全と地域活性化に向けた支援を行います。	農政課
・ 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。	農政課
・ エコファーマーの育成を支援します。	農政課
・ 認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。	農政課
・ 農業後継者の確保と育成を推進します。	農政課
・ 生産者、消費者に地産地消運動を広くPRしていきます。	農政課/ 観光まちづくり課
・ 農産物直売施設等の充実や連携を図り生産者と消費者を結ぶ施策を推進します。	農政課/ 観光まちづくり課
・ 地元食材に関する積極的な情報提供を行います。	農政課/ 観光まちづくり課
・ 学校給食に安全安心な地元農産物（阿蘇コシヒカリ等）の供給を推進します。	農政課/ 教育課

(2) 森林の保全

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 森林整備計画の推進による森林の公益的、多面的機能（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）の維持増進に努めます。	農政課
・ 森林の状況に応じた適切な管理（植林、保育、間伐、病虫害防除など）を推進します。	農政課
・ 地元間伐材などの有効活用方法を検討します。	農政課
・ 林業の活性化のため、担い手の育成や林業事業者の支援等を推進します。	農政課
・ 緑の少年団の活動を支援します。	農政課

4.2.3 自然とのふれあいの確保

(1) 自然とふれあう場の保全と創出

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 水辺や河川沿いの遊歩道、親水空間など、自然とふれあう場の整備及び適切な管理を図ります。	関係各課
・ ふるさとの風景をなす里山や田園風景を保全し、里山づくりに積極的に参加する市民やグループとの連携及び支援の充実を図ります。	農政課/ 観光まちづくり課

(2) 多様な自然とのふれあいの場の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。	関係各課
・ 管内農園間の連携による「阿蘇マルシェ」等の交流促進を推進します。	農政課/ 観光まちづくり課
・ 阿蘇ゆたっと村ややすらぎ交流館での農林業体験を推進します。	農政課/ 観光まちづくり課



4.3 ごみの減量と資源の有効活用をめざす

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、環境への大きな負荷をもたらしています。

今までの生活スタイルや事業活動を見直し、ごみの発生量を抑制するとともに、再利用化、資源化を進め、循環型社会の構築に努めます。

4.3.1 廃棄物の適正な排出と処理

(1) 廃棄物減量化の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ ごみ分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭ごみの排出量（特に生ごみの十分な水切りなど）の削減を進めます。	市民課
・ マイバッグ* ²¹ 持参を消費者に呼びかけるなど、ごみの発生抑制に関する啓発活動を進めます。	市民課
・ 阿蘇市廃棄物減量等推進協議会を開催し、ごみ減量化、資源化推進のための協議、検討を行います。	市民課
・ 商品の簡易包装やレジ袋削減、資源ごみの店頭回収などに取り組んでいる商店との協定を締結するとともに広く市民に周知し、商店・消費者・行政が一体となったごみの減量化、資源化を目指します。	市民課
・ 生ごみ堆肥化への容器助成を実施します。	市民課
・ 女性団体等と連携し、エコクッキング* ²² の普及啓発を図ります。	市民課
・ 各事業所の廃棄物管理責任者と連携し、事業所におけるごみの分別・減量・リサイクル等の推進に関する指導、啓発を行います。	市民課
・ 公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。	関係各課

* 21 マイバッグ(エコバッグ):小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参する買い物袋をいい、環境保護や資源保護のためのレジ袋削減を目的として使用されている。レジ袋の年間使用枚数は約 300 億枚(1 人 1 日約 1 枚)といわれている。

* 22 エコクッキング: 買い物を無駄なく計画的に行い、調理や後片付けの時にできるだけ捨てるものを少なく、排水を汚さないようにすることなどで環境への負担を少なくした料理や料理方法のこと。

(2) 不法投棄の防止

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。	市民課
・ 環境保全に関するマナーの啓発を強化します。	市民課
・ 不法投棄及び資源物持ち去りの監視パトロールを強化します。	市民課/県
・ 不法投棄物の発見、通報の際は、警察署や土地所有者などと連携し、投棄者の調査や不法投棄物の早期撤去に努めます。	市民課
・ 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。	市民課

(3) 廃棄物の適正な排出の指導強化

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 一般廃棄物の中間処理施設や最終処分場の適正管理と整備の検討を進めます。	市民課/ 阿蘇広域
・ 家庭ごみの分別の徹底と排出マナーを指導します。	市民課
・ 事業系ごみの適正な排出を指導します。	市民課/ 阿蘇広域
・ 災害廃棄物処理計画を随時見直すとともに、阿蘇広域行政事務組合との連携を図り災害廃棄物処理の円滑化に備えます。	市民課/ 阿蘇広域
・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な屋外焼却を指導します。	市民課/県
・ 畜産農家に対して、家畜排せつ物の野積みや素掘りを解消し、適切な管理をするよう指導します。	農政課

4.3.2 資源循環型社会の形成

(1) ごみのリサイクル

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 3R運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」の普及啓発に努めます。	市民課/ 阿蘇広域
・ 食品リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法などに基つき啓発活動に努めます。	市民課/ 阿蘇広域
・ 環境物品等の調査の推進に関する基本方針に基づき、市が率先してグリーン購入に努めます。	全課
・ グリーン購入の地域への普及啓発を進めます。	市民課
・ 使用済み小型電子機器の適切な回収に取り組むとともに、資源化できる分別品目の追加などを検討します。	市民課/ 阿蘇広域

(2) バイオマス資源の活用

取り組み（施策の方向）	担当課
・ バイオマス資源を有効活用した地域資源利活用システムを検討します。	住環境課

4.4 地球を守るために地域から行動する

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動で発生する環境への負荷が主な原因となっており、その解決には、私たち一人ひとりが自らの活動などを見直し、環境への負荷を少なくしていく必要があります。

各主体の連携のもとに、現在利用しているエネルギーの利用効率の向上及び環境にやさしい新エネルギーの利用促進を図ることにより、地球環境の保全に貢献できる地域社会の実現を目指します。

4.4.1 地球温暖化防止対策の推進

(1) 地球温暖化防止対策の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 地球温暖化防止に関する啓発を推進します。	住環境課
・ 市が率先して環境管理活動（ISOベースの省エネ活動）を推進します。	全課
・ 地球温暖化防止に関する実行計画を推進します。	全課
・ 廃家電等からのフロン回収・処理を促進します。	市民課/ 阿蘇広域
・ 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全と創造に努めます。	関係各課
・ 公共交通機関の利用を呼びかけます。	住環境課

(2) 省資源・省エネルギーの促進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 省資源、省エネルギーの啓発を推進します。	住環境課
・ クールビズ、ウォームビズの普及を推進します。	住環境課
・ 低公害車の買い換えや公共交通機関の利用を呼びかけます。	住環境課/ 財政課
・ 公用車に省エネ車（低公害車）の導入を検討します。	財政課
・ 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。	財政課
・ 電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます。	住環境課
・ 建物の断熱化の推進などエネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。	住環境課

(3) 新エネルギーの導入促進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 公共施設における新エネルギー（太陽光発電などの自然エネルギーなど）の有効利用、導入を促進します。	関係各課
・ 市内道の駅における電気自動車充電設備の利用促進を図ります。	関係各課
・ 市民の新エネルギー導入に対する理解を深め、その導入を促進するため、新エネルギー導入の意義や必要性、導入方法等に関する情報提供を行うなど普及啓発活動を積極的に進めます。	住環境課

4.5 環境問題への意欲的な取り組みの推進

環境づくりを効果的に進めるためには、より多くの人々が環境に関心を持ち、環境保全の大切さを理解した上で協力しながら取り組むことが不可欠です。

本市の環境に関する情報、環境を学ぶためのプログラムの充実を図るとともに、環境活動に関する市民や事業者等が参加する機会を増やすなど、各主体が協力して取り組むことのできる仕組みづくりを進めます。

4.5.1 環境教育の推進

(1) 地域の環境学習の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 環境フェアなどによる啓発を推進します。	関係各課
・ 自然観察会等の体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。	関係各課
・ 環境家計簿 ^{*23} の取り組みを奨励します。	住環境課
・ 一般廃棄物の処理に関連し「未来館」などの施設見学会を開催します。	市民課/ 阿蘇広域

(2) 小中学校における環境教育の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 小中学校での環境に関する学習を支援します。	教育課
・ 小中学校ごみ分別学習会を推進します。	教育課
・ 環境教育副読本など環境教育用教材の作成と提供を図ります。	教育課
・ 環境家計簿の取り組みを奨励します。	住環境課
・ ごみを減らす標語・絵画児童作品などのコンクールの実施を継続して実施します。	市民課

* 23 環境家計簿：毎日の生活の中で環境に関する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。特に決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、廃棄物などの量に係数を掛けて、その家庭での二酸化炭素(CO2)排出量を計算するものが多い。

4.5.2 環境保全活動の推進

(1) 市民・事業者の自主的な環境保全・美化活動の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ 環境保全活動の方法の紹介など環境保全活動の啓発を強化します。	関係各課
・ 市民や事業所の自主的な環境保全活動を支援します。	関係各課
・ 市民や事業者への環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。	関係各課
・ ASOクリーン作戦を実施します。	市民課
・ 事業所に対しISO14001などの環境マネジメントシステムの取得を呼びかけます。	住環境課
・ 花いっぱい運動支援事業の普及促進に努めます。	住環境課
・ 道路環境河川美化コンクールを実施します。	建設課
・ 犬などペットのフンの適正処理や、飼育方法のルールやマナーの普及啓発に努めます。	市民課
・ 雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。	関係各課

(2) 環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力の推進

取り組み（施策の方向）	担当課
・ NPOなど環境保全活動に取り組む各団体との連携や情報交換を促進します。	関係各課
・ 市民、事業者、市、警察署との連携によるパトロールを実施し、不法投棄などを防止します。	市民課/県
・ 環境協定（公害防止協定）の締結を事業者に指導します。	関係各課
・ 大気汚染や地球温暖化問題など広域的な環境問題の解決に向けて、国や県、近隣市町村と積極的に情報交換をしながらネットワークを形成し、市民団体などとの連携した取り組みを進めます。	住環境課

(3) 環境情報の提供

取り組み（施策の方向）	担当課
・ ホームページや広報、パンフレットを使用した3R運動などに関する情報を発信します。	市民課
・ 図書館の環境図書コーナーの書籍の充実を図ります。	教育課

4.6 環境指標

環境目標の達成に向けて、環境指標を定期的に点検し、施策の取組方針や環境指標の見直しに反映させます。

	環境目標 (個別施策)	環境指標	現状 (H24年度)	中間目標 (H29年度)	計画目標 (H34年度)	担当課
生活環境の保全	水環境の 保全	BODの年 平均値 (mg/l)	東岳川上流 1.7 東岳川合流 0.9 荻の草川上流 0.5 荻の草川合流 0.7 西岳川 0.7 今町川 0.5 乙川 0.5 花原川 0.6 榊川 0.5	環境基準以下 (2以下)	環境基準以下 (2以下)	住環境課
		公共下水道 普及率	19%	24%	29%	住環境課
		公共下水道 水洗化率	74%	80%	85%	住環境課
		合併浄化槽 補助金年交 付件数	91基	115基	115基	住環境課
		有収水率 (水の有効 率)	75%	85%	95%	水道課
	大気環境 の保全	市役所の低 公害車(低排 出ガス車)導 入台数	20% (42/208台)	25%以上	30%以上	財政課
		悪臭の苦情 件数	16件	現状より減らす	現状より減らす	住環境課
	生活環境 の保全	24時間自動 車騒音レベ ル調査(dB)	国道57号線 0m 昼 71.9、夜 69.7 15m 昼 46.2、夜 41.3	環境基準 0m,15mともに昼 70、夜 65以下	環境基準 0m,15mともに 昼 70、夜 65 以下	住環境課
		騒音の苦情 件数	2件	発生しないよう に努める	発生しないよう に努める	住環境課
		振動の苦情 件数	0件	発生しないよう に努める	発生しないよう に努める	住環境課
自然環境の 保全と創造	自然環境・ 景観の 保全	指定文化財 登録件数	国指定 6件 県指定 18件 市指定 105件	保全に努める	保全に努める	教育課
	農地・森林 の保全	耕地面積	9,460 ㍏ (2010世界農林業抄入)	9,422 ㍏	9,385 ㍏	農政課
		環境保全型 農業に取り 組んでいる 経営体	812 経営体	850 経営体	890 経営体	農政課
		耕作放棄地 の面積	139 ㍏ (2010世界農林業抄入)	125 ㍏	112 ㍏	農政課
		森林の面積	21,131 ㍏ (23年度林業統計)	21,095 ㍏	21,053 ㍏	農政課
自然との ふれあい	農園・観光農 園の箇所数	15箇所	18箇所	20箇所	農政課/ 観光まちづくり課	

	環境目標 (個別施策)	環境指標	現状 (H24年度)	中間目標 (H29年度)	計画目標 (H34年度)	担当課
循環型社会の構築	廃棄物の適正な排出と処理	一人1日当たりのごみの排出量	877g (平成24年度)	817g (6.8%減)	763g (13.0%減)	市民課
		散乱ごみの量(ASOクリーン作戦でのごみ回収量)	660キロ	現状より減らす	現状より減らす	市民課
		不法投棄通報件数	32件	現状より減らす	現状より減らす	市民課
		屋外焼却苦情件数	7件	現状より減らす	現状より減らす	市民課
	資源循環型社会の形成	一般廃棄物リサイクル率	55.5% (平成24年度)	現状より向上させる	現状より向上させる	市民課
地球環境への貢献	地球温暖化防止対策の推進	温室効果ガス削減率(市関連施設)	基準：平成21年度 (3,777t-co2)	基準年度比 5%削減 (3,586t-co2)	基準年度比 10%削減 (3,397t-co2)	住環境課
		エネルギー使用量削減率(市関連施設)	基準：平成21年度 (2,172kℓ)	基準年度比 5%削減 (2,063kℓ)	基準年度比 10%削減 (1,954kℓ)	住環境課
市民の参加と協力による環境保全	環境教育の推進	環境講演会開催数	1回	1回	1回	市民課
		環境教室受講者数	359人	400人	430人	阿蘇広域
	環境保全活動の推進	ASOクリーン作戦	546人 作戦参加者数 (事業所含む)	570人 (5%増)	600人 (10%増)	市民課